

2こ子発第10792号

令和2年6月1日

(公印省略)

保護者各位

大田区こども家庭部子育て支援課長 小澤 佳久

学童保育夏休み利用の実施期間等の変更について（通知）

令和2年5月25日、大田区教育委員会より令和2年度の夏季休業日を8月8日から8月23日までとする旨の発表がなされました。

夏季休業日の変更に伴い学童保育夏休み利用の実施期間等について下記の通り変更いたします。

記

1 夏休み利用実施期間

【変更前】令和2年7月21日（火）～令和2年8月31日（月）

【変更後】令和2年8月8日（土）～令和2年8月22日（土）

2 学童保育料

【変更前】6,000円（延長保育1,500円）

【変更後】2,000円（延長保育500円）

3 変更後の期間以外の学童保育を希望する場合

一時利用の申請が必要になります。詳しくは希望する学童保育施設までお問い合わせください。

4 その他

申請期間の変更（6月1日～6月15日）はありませんのでご注意ください。

非課税世帯などにより減額・免除の申請・承認をされた方については変更後の学童保育料よりしおり記載の割合が減額・免除されます。

<問い合わせ先>
大田区子育て支援課
子育て支援担当
電話 03-5744-1273